

幕末維新博にかかわるイベントとして去る 9 月 22 日に田野町岡御殿から立町西町から芝商店街及び福田寺にかけて各種団体による夜店、町民有志による肝試し（お化けストリート）が開催されました。

この企画は昨年からシャッター商店街に今一度人の集まることを目指し商店街の活性化を目的に町が企画して開催されたイベントです。

商工会青年部も夜店の部に参加協力しイベントを盛り上げ当日は予想をうわまわる約 4300 人の来場者数となりました。

イベント当日にはタレントのユージさんもお化けの仮装で来場者と触れ合いました。



(商品化されたお化けスイーツ)

最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、「高知県最低賃金」を改正し、平成 30 年 10 月 5 日から施行することとしました。

●この決定により、平成 30 年 10 月 5 日以降分として労働者に支払う賃金は、25 円増額の

1 時間 7 6 2 円以上

としなければなりません。

☆最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局 賃金室 電話 088-885-6024
安芸労働基準監督署 電話 0887-35-2128

経営支援コーディネーター業務について

平成 26 年の「小規模企業振興基本法」の法制定と、「小規模支援法」の改正によって、商工会・商工会議所は、地域経済を支えている小規模事業者の技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」の為に、経営計画の策定・実行への「伴走型」支援を行うと共に、市町村や金融機関、他の公的機関とも連携して、小規模事業者を面的に支援する体制の構築が求められるようになりました。

これにより、今後増加する県内事業の経営計画策定等への支援をより充実したものにして、事業先の持続的発展に寄与することを目的に、今年 6 月より経営支援コーディネーターを県内 5 ブロックに各 1 名を順次配置がされてきております。

<県内配置ブロック>・安芸ブロック(担当:大井勇一)・嶺北・物部川ブロック・仁淀川ブロック・高幡ブロック・幡多ブロック。以上 高知商工会議所を除く 5 ブロック。

11 月は下請取引適正化推進月間となっています！

中小企業庁および公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準の遵守を指導し特に、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

中小企業庁独自事業として「下請かけこみ寺」(全国 48ヶ所に設置)において、下請事業者からの企業間取引に関する相談に対応すると共に、弁護士等による無料相談や裁判外紛争解決(ADR)を無料で行っています。

また、「下請かけこみ寺」では、価格交渉サポート相談室を設置し、価格転嫁など取引条件の改善が進まず厳しい状況にある下請等中小企業の価格交渉力強化を支援するため作成された事例集・ハンドブックを解説するセミナーを実施すると共に、下請等中小企業の方々の希望に応じて専門家が訪問し個別相談を実施します。

消費税セミナーのご案内

平成 31 年 10 月より消費税が 10%に引き上げられ、同時に軽減税率が導入されます。軽減税率制度のポイント及び平成 35 年 10 月 1 日より導入されます、いわゆるインボイス制度(*1)の概要を中心としたセミナーを下記のとおり開催します。施行日までに事業者として取るべき対策や準備しておくことなど事業者の皆さんに知っておいていただきたい盛りだくさんの内容となっておりますので是非ご参加ください。

*1「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が始まります。インボイス制度は登録事業者が発行した請求書(インボイス)の保存を要件として、仕入税額控除を認める制度です。従来の請求書保存方式と異なるのは、事前登録を行った適格請求書発行事業者が発行した「適格請求書」、あるいは「適格簡易請求書」のみが、税額控除の要件を満たす請求書等と認められる点です

開催日時:平成 30 年 11 月 5 日(月) 13:30~15:30

開催場所:田野町ふれあいセンター

テーマ:消費税軽減税率対策セミナー

講師:南九壽彦会計事務所

副所長 五百蔵邦徳 税理士

定員:50名 参加料:無料

申込先:中芸地区商工会(電話 0887-38-3141 まで)

申込期限:平成 30 年 10 月 24 日(水)

プレミアム付「地産地商」商品券 5 町村全て完売しました。

「お買い物は地元で・・・お互いの支え合いによって自分達の地域を守りましょう」という理念に基づいて取り組んでおりますプレミアム付「地産地商」商品券発行事業ですが北川村だけ 1 度追加販売を行いました。他の 4 町村は全て 1 回目の予約販売で抽選となり下記のとおり販売状況となりました。

使用期限は平成 31 年 1 月 15 日までとなっておりますので使い忘れの内容にご注意ください。

平成30年度プレミアム付地産地商商品券販売状況(30.8)

町村	予定販売セット数	予約世帯数	予約セット数	予約率	落選世帯数	販売セット数	販売率
奈半利町	255	110	488	191.4%	53	255	100.0%
田野町	225	73	304	135.1%	18	225	100.0%
安田町	210	55	215	102.4%	1	210	100.0%
北川村	130	26	96	73.8%	0	96	73.8%
馬路村	180	56	252	140.0%	15	180	100.0%
計	1,000	320	1,355	135.5%	87	966	96.6%

追加予約状況(30.9)

町村	残りセット数	予約世帯数	予約セット数	予約率	落選世帯数	落選セット数
北川村	34	11	46	135.3%	3	12



お買い物は地元で・・・お互いの支え合いによって自分達の地域を守りましょう。

ご家族の方が扶養認定を受ける場合の添付書類の一部が変わります！

平成 30 年 10 月 1 日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

1. 認定事務の変更について

- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。
- なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

2. 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番 1・2 を、別居しているときは項番 1・2・3 を添付してください。
(添付書類一覧)

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票 ※1 (提出日から 90 日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130 万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・ 16 歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合 … 預金通帳等の写し ・ 送金の場合 … 現金書留の控え (写し)		・ 16 歳未満のとき ・ 16 歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180 万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)

60 歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

経営者にも退職金を！小規模企業共済へ加入しませんか！

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

制度を知ろう!

小規模企業共済って何?

小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。

共済金を確認しよう!

どんなメリットがあるの?

毎月の掛金は全額所得控除になります。また共済金は分割受取りが可能です。

加入方法を確認しよう!

加入するためにはどうすればいいの?

中小機構と委託契約をしている全国の金融機関、商工会、商工会議所などが加入窓口になります。

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月 1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。

加入できる方

1. 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が 20 人以下の個人事業主または会社の役員
 2. 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が 5 人以下の個人事業主または会社の役員
 3. 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員
 4. 常時使用する従業員の数が 20 人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
 5. 常時使用する従業員の数が 5 人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
 6. 上記 1、2 に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主 1 人につき 2 人まで）
- 尚、加入を希望される方や詳細等についてお問い合わせは中芸地区商工会までお気軽にご相談ください！